

紀 産 第 73 号
令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紀宝町長 西田 健

市町村名 (市町村コード)	紀宝町 (24562)
地域名 (地域内農業集落名)	平尾井地区 (平尾井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)

- ・農業者の高齢化により、地区内の担い手が不足しており、地区外の担い手により、農地利用集積が進められている。
- ・一部の水田では中山間地域等直接支払制度を活用しながら農業経営が困難な農地のおいても農業経営を継続できるような取り組みが行われている。
- ・一部の水田では多面的機能保全活動が実施されており、活動組織である平尾井環境活動組織により、水路や農道などの定期的な点検や維持保全作業が行われている。
- ・ニホンジカ、イノシシ等の獣害があり、基盤整備を行った農地では侵入防止柵やワイヤーメッシュ等で囲むなどの対策を実施している。
- ・平尾井地区を含む相野川・相野谷川流域の地区において、紀宝町水田営農推進協議会が組織されており、農地の利用調整などに取り組んでいる。また、農事組合法人宝田により、農作業の共同化、作業受託などの取り組みが行われている。

(課題)

- ・後継者が不在の農業者が多く、現在の農業者が離農すると耕作放棄地となる恐れがある農地が多い。
- ・老朽化等の理由により農業用水路等の一部の施設が破損しやすくなっており、農業経営に影響が出ないように対応する必要がある。

【地域の基礎的データ】

担い手農業者:2人(うち50歳代以下2人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体(農事組合法人宝田)
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基盤整備を実施している水田を中心に水稻を中心とした農業経営を行っていく。
- ・農業者の高齢化により、地区内の担い手が不足しており、引き続き地区外の担い手への農地の利用集積を推進していく。
- ・農業基盤の維持保全のため、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払制度を活用し、活動組織の共同作業の推進を図り、地域全体で農業を支える体制づくりを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、山間部周辺などの条件等が悪く、耕作が困難な農地は保全・管理も検討する区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

平尾井地区の農地利用は、水稻については、水田営農推進協議会や中山間地域等直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金の活動組織等による利用調整のもと、担い手への農地利用集積を推進していく。また、農事組合法人宝田での作業受託や新たな担い手の確保による耕作放棄地の解消や集約化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地貸借が発生した際は、担い手等の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手等の農業者のニーズを踏まえ、県営中山間地域総合整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用水路等の基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内の農業者への集約化を進めていくが、農業者の高齢化、後継者不足等の理由により地区内の担い手が不足しているため、営農継続が困難となることが予想されており、広く地区外の農業者を含めた担い手の確保を検討をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、非担い手の農業者の方の田植えや稲刈りなどの農作業を農事組合法人宝田へ作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやニホンジカ等の被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置するとともに、地元獣友会等とも連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

⑦山間部周辺などの条件が悪く農業経営が困難な農地については、保全・管理も検討する。

⑧県営中山間地域総合整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用施設の更新を図っていく。